

令和3年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

令和3年度

総合評価落札方式実施方針

(工事)

公共工事の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

◆受注状況

○受注工事が一社に集中する状況にはないが、入札業者数(実数)が減少傾向にある。

◆工事品質の確保

○「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において、より技術力を求める「技術提案評価型」が工事成績が高くなっており、技術力の評価が品質確保において有効に機能している。

◆担い手の確保

○技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど工事成績も高い傾向があることが確認できた。これら評価点の設定が品質に有効に機能している。

○各評価項目及び配点は、落札者の優位性が担保される評価内容となっている。

○応札者数が減少傾向にある補修工事等については、引き続き分析を継続していく。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、引き続き以下の4項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. 担い手確保による働き方改革の推進

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）
- ② 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）
- ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ（現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評価）
- ③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ（担当技術者の経験を主任(監理)技術者等の経験と同等評価）
- ③-3 若手技術者及び女性技術者の配置を促す評価方式Ⅲ（配置予定技術者の年齢を加点評価）
- ③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ（40歳以下の担当技術者の配置を加点評価）
- ④ 建設シニアの配置を促す評価方式（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）
- ⑤ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式(企業及び技術者の評価点の算出方法)
- ⑥ 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価(建設マスター等の配置を加点評価)
- ⑦ 週休2日履行証明書交付（「履行証明書」を交付された企業の加点評価）
- ⑧ 週休2日制(発注者指定方式)の拡大
- ⑨ 専任補助者制度（現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助）
- ⑩ 監理技術者の専任緩和(建設業法第26条)

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規

2. 生産性向上への取組

- ① 新技術導入促進型（新技術の活用により生産性向上を図る）
- ② ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）
- ③ ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）

3. 持続性のある地域建設業の育成

- ① 登録基幹技能者配置における加点評価
- ② 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価
- ③ 自治体実績評価型（県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行）
- ④ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)（企業・技術者の成績・表彰を評価しない）
- ⑤ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁上部)
- ⑥ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)
- ⑦ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行（一般土木工事C等級において加点評価）
- ⑧ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行（一般土木工事C等級における同種工事と同等評価）
- ⑨ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を局長表彰と同等評価

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

- ① 余裕期間制度
- ② 一括審査方式
- ③ 段階選抜方式
- ④ 技術提案・交渉方式

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行 【拡充】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を継続実施。

WTO対象の一般土木（トンネル等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

段階選抜方式の1次審査において、技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業を加点（1点）評価する。

<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 	一般土木AB等級企業の取得状況：	R2.12 11企業	R元.12 10企業 20企業 0企業
	一般土木AB等級企業の取得状況： 22企業		
	一般土木AB等級企業の取得状況： 0企業		

◆近年の取り組み

- 平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- 平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- 令和元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- 令和2年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- 令和3年度も継続

② 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事 【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

- 平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- 令和元年度は、「令和元－2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- 令和2年度は、「令和2－3年度 国道11号吉野川大橋（上り）橋梁補修工事」で実施
- 令和3年度も引き続き大規模な橋梁保全工事等への活用を予定

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和3年度も引き続き全工事を対象に実施する。

③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等評価する評価手法を、令和3年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する(対象は、難易度の低い工事[河川・海岸堤防、道路改良等])。

同種工事の施工経験

平成18年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他	
主任(監理)技術者等又は担当技術者	より同種性の高い工事	10	7	5	3	0
	同種性が認められる工事	7	5	3	1	0

同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成25年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄工事	
	主任(監理)技術者等又は担当技術者	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30	20
80点未満 78点以上	25	15
78点未満 76点以上	20	10
76点未満 74点以上	15	5
74点未満 72点以上	10	0
72点未満 70点以上	5	0
70点未満	0	0

「同種工事の施工経験」及び「同種工事の工事成績評定点通知における評定点」において、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等に評価する。

◆近年の取り組み

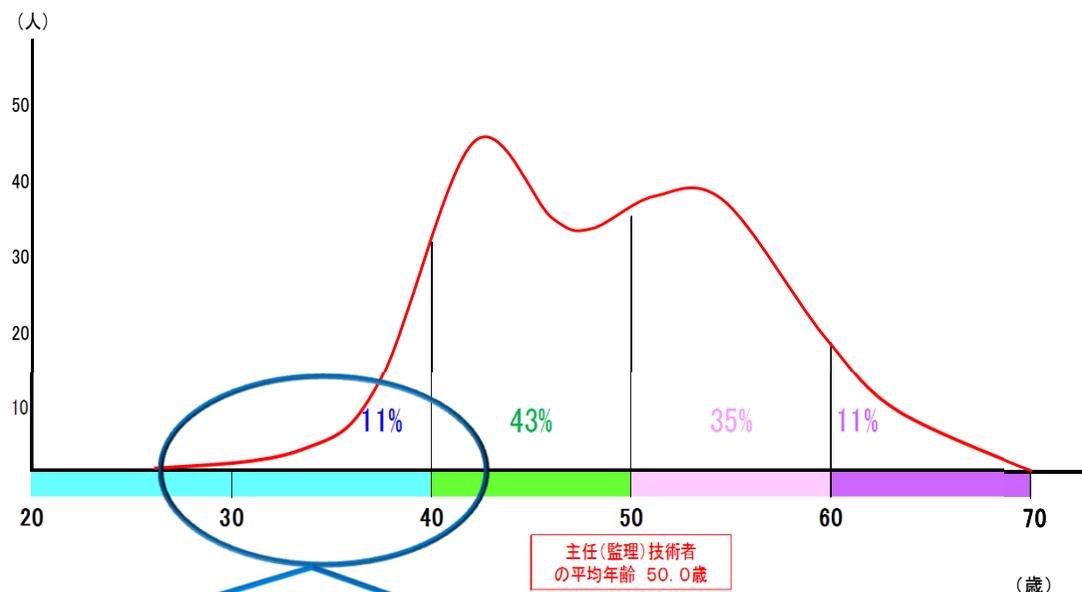
- 平成30年度(試行開始) 実施件数24工事(全参加者80者 活用户5者 うち受注者3者)
- 令和元年度 実施件数24工事(全参加者67者 活用户3者 うち受注者1者)
- 令和2年度(12月末時点契約済み工事) 実施件数27工事(全参加者60者 活用户4者 うち受注者2者)
- 令和3年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、一定年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価する評価手法を、令和3年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

■H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



主任（監理）技術者の平均年齢は50歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには、若手技術者（40歳以下：11%）の確保・育成が急務。

■実施内容

【対象工事】

- 全工種

【加点条件】

- 40歳以下の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

その他企業評価において、5点加点する。

【期待される効果】

本試行工事の経験を、③-2の担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等に評価する試行で活用することで、若手技術者の配置を促進する。

◆近年の取り組み

- 令和元年度（試行開始）
- 令和2年度（12月末時点契約済み工事）
- 令和3年度も継続

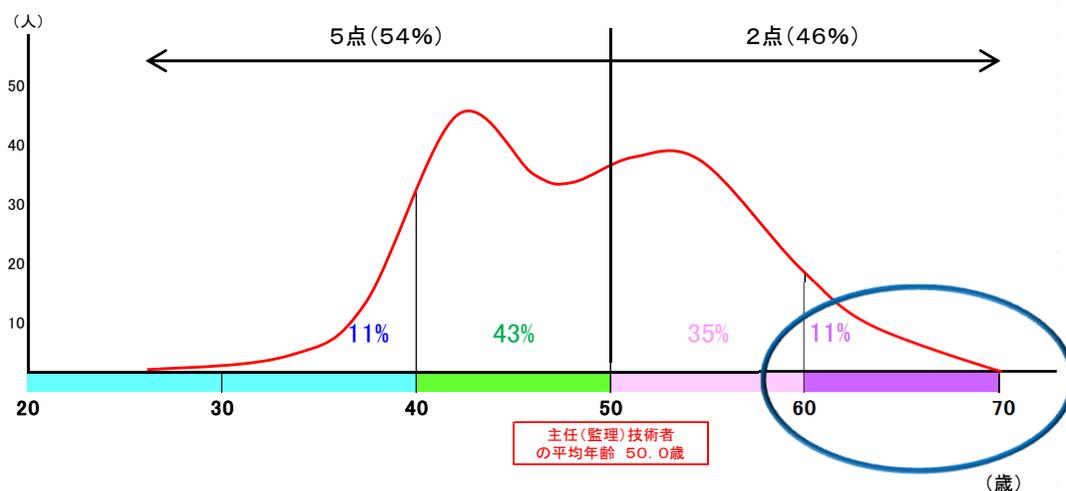
実施件数 7工事（全参加者14者 活用人1者 うち受注者1者）
 実施件数 12工事（全参加者42者 活用人13者 うち受注者3者）

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④建設シニアの配置を促す評価方式の実施【継続】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を加点評価する評価手法を、令和3年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

■H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級

【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者又は現場代理人を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）
実施件数4工事（全参加者22者、活ユーザーなし）
- ・令和2年度（12月末時点契約済み工事）
実施件数9工事（全参加者43者、活ユーザー8者うち受注者4者）
- ・令和3年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑤海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式 **【新規】**

今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

■実施内容

			海外技術者	
技術者評価	配置予定技術者の能力		同種・類似の施工経験	認定された海外実績も同様に評価
			工事成績	【実績がある場合】 申請者が申請した同種工事の評定点に対する評価点 【実績がない場合】 認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない
			優良工事技術者表彰	海外実績の表彰も同様に評価 ○「国土交通大臣賞」を四国地方整備局長表彰と相当とする ○「国土交通大臣奨励賞」を四国地方整備局の部長・事務所長表彰と相当とする
企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	海外実績も同様に評価

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑥建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価 **【新規】**

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者：国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者：土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

【実施内容】

試行対象工事 : 「技術提案評価型 (WTOを除く) ・施工能力評価型」へ適用。

評価方法 : 総合評価の「その他企業評価」で加点評価 (最大5点)

評価対象者 : 対象工種の施工期間全てに従事できる、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

申請時提出資料 : 申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。
 ※契約後に監督職員が「顕彰状」及び「技能職種」の確認を実施する。

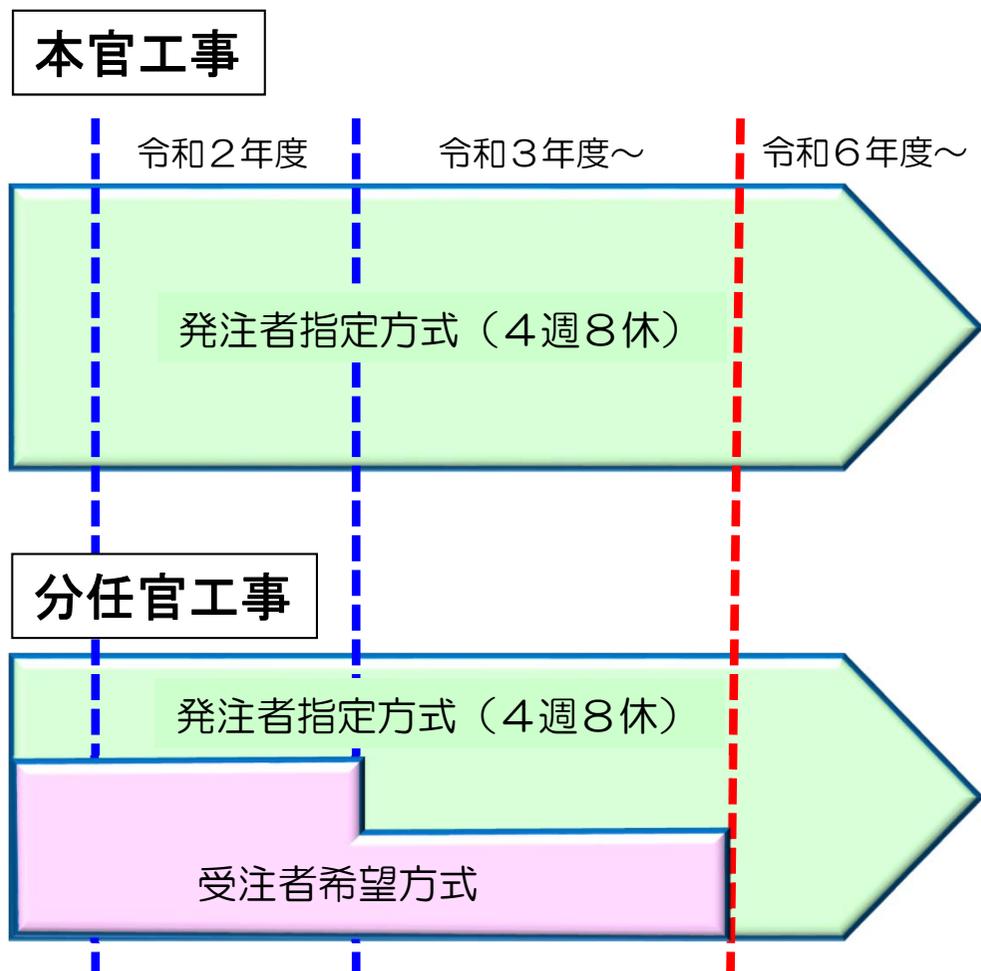
■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5	/5
	建設ジュニアマスターを活用する	3	

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

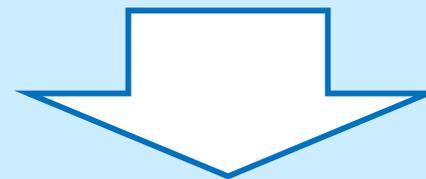
⑧週休2日制(発注者指定方式)の拡大 **【新規】**

令和6年4月1日より、建設業も完全週休2日を実施する必要があり、早急に産業構造(環境)を整える必要がある。直轄工事において週休2日工事を順次拡大させるため、分任官工事の地域企業が参加する工事においても週休2日の発注者指定方式での発注拡大を目指す。



令和2年度

- ◆本官工事は、発注者指定方式を基本
- ◆分任官工事でも、全国企業(一般土木B、舗装A、鋼橋上部、PC等)が参加する工事は、発注者指定方式
※上記以外は、受注者希望方式



令和3年度

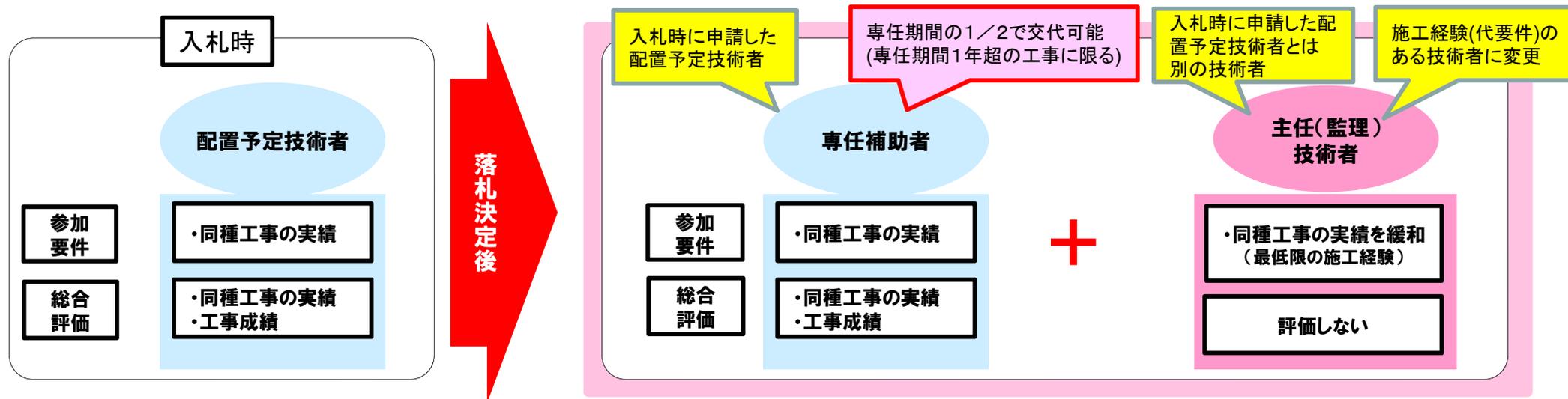
- ◆本官工事は、発注者指定方式を基本
- ◆分任官工事は、地域企業が参加する工事において「発注者指定方式」に拡大を目指す。
※但し、下記①②の工事は除く。
①災害応急(緊急)復旧工事
②交通事故処理等の緊急な作業を相当の頻度で含む工事
(例)道路経常維持工事、または上記の緊急な作業を含む維持工事

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑨専任補助者制度【継続】

現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる試行を実施する。

- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験（任意に設定）を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。
 トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1/2を超えた場合
 ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



- ・令和元年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の5件で試行を実施。
 ※5件とも令和2年2月下旬～3月初旬に契約予定の工事であるため、本制度の活用状況は今後確認する。
- ・令和2年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の4件で試行を実施。
- ・令和3年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)に試行を限定。

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑩ 監理技術者の専任緩和(建設業法第26条)【新規】

現行制度では、請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上である場合については、監理技術者は工事毎に専任が必要であったが監理技術者補佐を専任で置いた場合は監理技術者は2つの工事まで兼務が可能。
 （令和2年10月1日から施行）

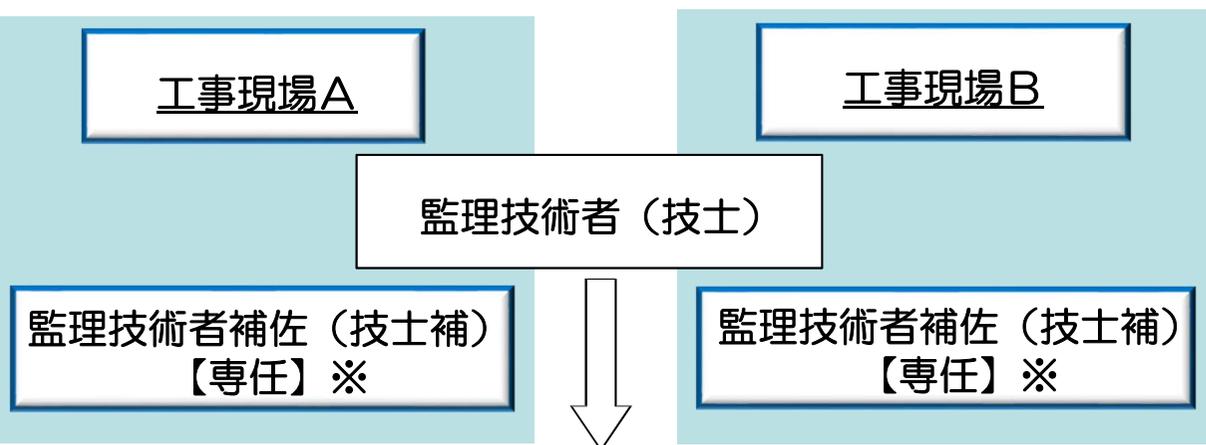
○ 監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の複数現場（2件まで）の兼任を可能とする。

○ 元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。第1次検定の合格者に技士補の資格を付与。

 若者の現場での早期活躍、入職促進



※ 監理技術者補佐となる資格は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行））又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

監理技術者は兼務可能

2. 生産性向上への取組

①新技術の導入促進を図る総合評価方式【継続】

新技術の活用による生産性向上を図るため、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(Ⅱ)型」について試行を実施する。また、新技術活用に関する新たな取り組みについても検討する。

新技術導入促進Ⅱ型：新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

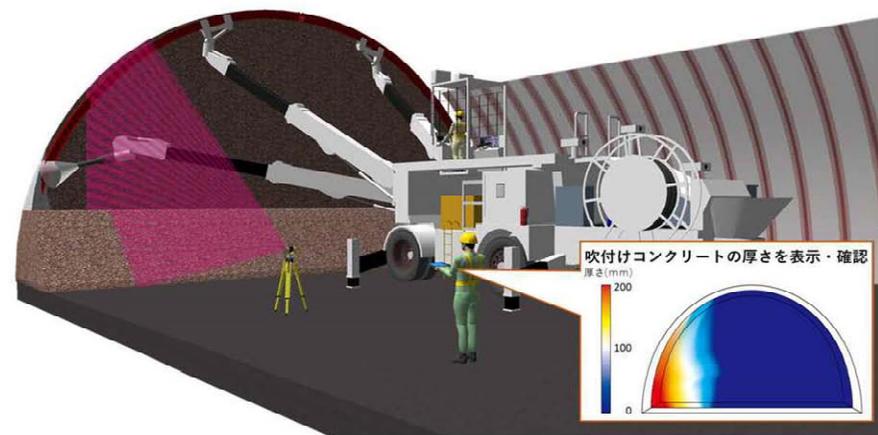
◆近年の取り組み

- 平成30年度は、WTO対象のトンネル工事で試行を実施(試行件数:トンネル工事1件)
- 令和元年度は、鋼橋上部工事に適用(試行件数:トンネル工事2件、鋼橋上部工事1件)
- 令和2年度は、PC工事に適用(試行件数:トンネル工事1件、鋼橋上部工事1件、PC工事1件)
- 令和3年度は、3件程度実施予定

テーマの例：「ICT等を活用したトンネル(NATM)の出来型計測の効率化手法」に関する技術提案

最新技術の導入イメージ

3Dレーザースキャナ等のセンサーを切羽近傍に設置し、掘削形状、吹付けコンクリート形状および厚さ、覆工コンクリート厚などをリアルタイムで可視化する。



可視化イメージ

2. 生産性向上への取組

② ICT活用工事の推進【継続】

ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

平成30年度実施件数

◆土工	発注者指定型：1件	施工者希望Ⅰ型：10件	施工者希望Ⅱ型：16件	合計：27件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：5件

令和元年度実施件数

◆土工	発注者指定型：3件	施工者希望Ⅰ型：50件	施工者希望Ⅱ型：33件	合計：86件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：4件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：19件
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		

令和2年度実施件数(予定含む)

◆土工	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：75件	施工者希望Ⅱ型：37件	合計：112件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：6件	合計：7件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：8件	合計：8件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：3件	合計：3件		

令和3年度も継続

2. 生産性向上への取組

③ ICT活用証明書交付の取り組み【継続】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った技術者に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う
- 令和元年度内完成工事における活用証明書の交付件数：11工事（土工：8工事、舗装：3工事）
- 令和2年度内完成工事における活用証明書の交付予定件数：125工事（土工：112工事、舗装：13工事、地盤改良：1工事）

交付基準

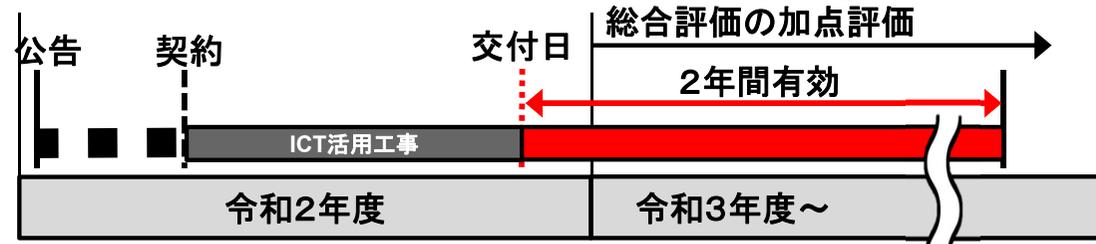
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ ICT建機による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品を全て実施した工事。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



総合評価

◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育(CPD)の取り組み状況	配置予定技術者のCPD(継続教育)等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	ICT全面活用工事の実績	ICT活用証明書の有無	2

<証明書>



3. 持続性のある地域建設業の育成

①登録基幹技能者の配置に関する加点措置【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。

その他企業評価において加点評価

●登録基幹技能者の活用 → 5点(加点)

近年の取り組み

- 平成30年度 351件で実施 延べ競争参加者1,648者のうち1,222者(約74%)が申請し、246件で配置
- 令和元年度 487件で実施 延べ競争参加者1,748者のうち1,263者(約72%)が申請し、310件で配置
- 令和2年度 239件で実施 延べ競争参加者765者のうち537者(約70%)が申請し、158件で配置
(12月末時点契約済み工事)
- 令和3年度も継続

②堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事【継続】

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等、特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」の評価を引き続き実施する。

◆一般財団法人河川技術者教育振興機構の以下の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者

- 河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
- 河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者

近年の取り組み

- 平成30年度 加点評価されたのは28者/51工事(うち9者が受注)
- 令和元年度 加点評価されたのは24者/31工事(うち12者が受注)
- 令和2年度 加点評価されたのは2者/5工事(うち2者が受注)
(12月末時点契約済み工事)
- 令和3年度も継続

その他企業評価において加点評価

- 河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)
- 河川点検士の活用 → 3点(加点)

3. 持続性のある地域建設業の育成

③自治体実績評価型（試行）【継続】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

◆近年の取り組み

- 平成27年度から試行を実施
- 平成30年度は、実施件数24件（全参加者87者 活王者8者 うち受注者2者）
- 平成31年度からは、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させるため、維持修繕工事にも適用を拡大
- 令和元年度は、実施件数56工事（全参加者117者 活王者21者 うち受注者9者）
- 令和2年度（12月末時点契約済み工事）は、
実施件数46工事（全参加者107者 活王者10者 うち受注者4者）
- 令和3年度は試行件数を拡大して継続

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

●直轄と自治体を同等に評価する。
●評価項目として設定しない。

3. 持続性のある地域建設業の育成

④地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【継続】

直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築関係の工事、機械、電気設備の工事を想定。なお、一般土木工事等でも効果が期待できる案件は適用予定。
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

【標準の配点表】

【チャレンジ型の配点表(例)】

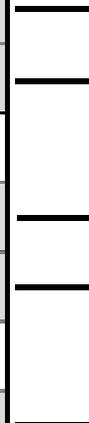
◆近年の取り組み

- ・令和元年度 実施件数 4工事
(全参加者20者 新規参入者1者
うち受注者1者)
- ・令和2年度(12月末時点契約済み工事)
実施件数 4工事
(全参加者16者 新規参入者1者
うち受注者0者)
- ・令和3年度も継続

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜



分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑤ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

◆ 近年の取り組み

- ・ 令和元年度 実施件数15工事（全参加者77者 活用法38者 うち受注者12者）
- ・ 令和2年度より、四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績にも適用拡充
（12月末時点契約済み工事） 実施件数3工事（全参加者19者 活用法4者 うち受注者1者）
- ・ 令和3年度も継続

【実施内容】

- 試行対象工事 : 鋼橋上部工事、PC橋上部工事（いずれも新設。WTO対象案件を除く。）
- 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等
- 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）

■ その他企業評価 「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の 実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	/ 5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	

- ◆ 試行実績を分析・効果検証（維持工事の応札者が増えているか）を行うが、効果がなければ令和4年度の実施方針より本試行を廃止する。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑥ 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価する試行(橋梁下部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級（橋梁下部工事に限る）において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

- ・ 橋梁補修工事（四国地整・四国四県）： 橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・ 経常維持工事（四国地整のみ）： 年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

◆ 近年の取り組み

- ・ 令和2年度から試行を実施。
（12月末時点契約済み工事） 実施件数14工事（全参加者80者 活用者43者 うち受注者9者）
- ・ 令和3年度も継続

【実施内容】

- 試行対象工事： 一般土木工事C等級（橋梁下部工事（新設）に限る。）
- 評価する補修工事等： 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等
- 評価方法： 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大3点）

■ その他企業評価 「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の 実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	／ 3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	

- ◆ 試行実績を分析・効果検証（維持工事の応札者が増えているか）を行うが、効果がなければ令和4年度の実施方針より本試行を廃止する。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑦ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価を行う。

※経常維持工事（四国地整）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

◆ 近年の取り組み

- 令和2年度から試行を実施。

（12月末時点契約済み工事） 実施件数32工事（全参加者139者 活王者39者 うち受注者12者）

- 令和3年度も継続

【実施内容】

試行対象工事：一般土木工事C等級
 評価する施工実績：過去4年度間に元請けとして施工した四国地整発注の経常維持工事
 評価方法：経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（3点）

■ その他企業評価

「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	3	／3

- ◆ 試行実績を分析・効果検証（維持工事の応札者が増えているか）を行うが、効果がなければ令和4年度の実施方針より本試行を廃止する。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑧ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任（監理）技術者（以下「技術者」という）には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。

経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

◆ 近年の取り組み

※経常維持工事：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

- 令和2年度から試行を実施。
（12月末時点契約済み工事） 実施件数47工事
- 令和3年度も継続

◆ 試行実績を分析・効果検証（維持工事の応札者が増えているか）を行うが、効果がなければ令和4年度の実施方針より本試行を廃止する。

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事（専任期間）
- 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件（技術者）の同種工事の施工実績を同等とみなす
- 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価（下表参照）

■ 同種工事の施工経験

平成18年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成18年度以降の経常維持工事の施工経験	直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等 より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者 より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

■ 同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成25年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成25年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑨ i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を局長表彰と同等評価【拡充】

- 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和3年度の総合評価から、「i-Construction大賞」の受賞企業を基本企業評価における工事に係る表彰について局長表彰と同等評価を実施する。

【実施内容】

- 対象工事 : 全工事（港湾除く）
- 評価する実績 : 令和元年度（平成31年度）以降の工事に係る表彰実績
 ※「i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）」は平成29年度以降の実績とする。
- 評価方法 : 総合評価の「基本企業評価」で局長表彰と同等の評価（5点）

■ 基本企業評価 「企業の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
工事に係る表彰	i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又は四国地方局長表彰の実績あり	5	/5
	四国地方整備局の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰の実績あり	3	
	四国四県の知事、土木部長または県土整備部長の表彰の実績あり 3 R 推進功労者等表彰の実績有り	2	
	なし	0	

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

① 余裕期間制度(試行) 【継続】

余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

◆ 令和元年度実施件数

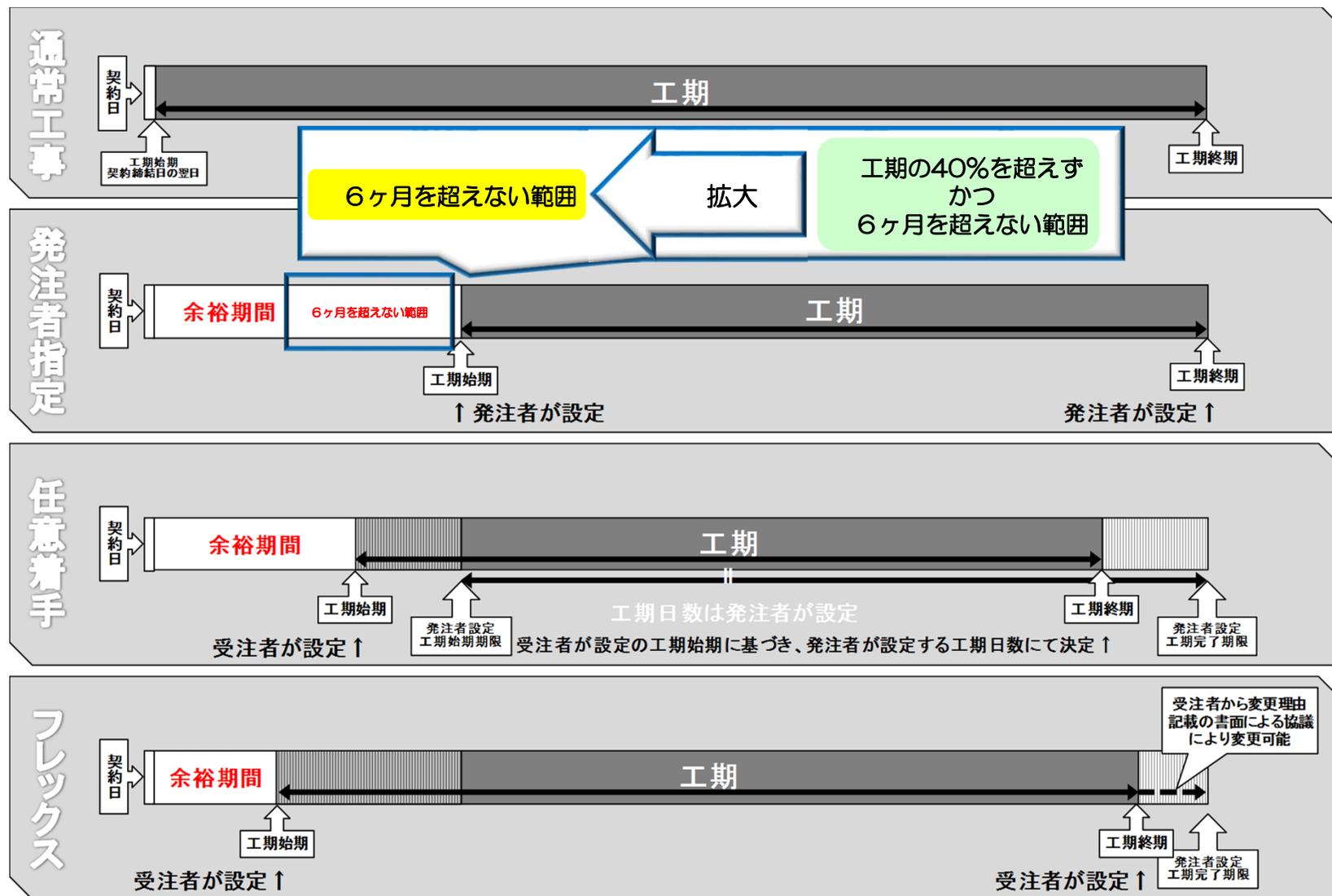
- ・ 発注者指定 18件
- ・ 任意着手 25件
- ・ フレックス 9件

◆ 令和2年度実施件数

(12月末時点契約済み工事)

- ・ 発注者指定 6件
- ・ 任意着手 69件
- ・ フレックス 39件

◆ 令和3年度も継続



※本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

②一括審査方式(試行)【継続】(発注見通し公表でのグループ明示)

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。また、令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループを明示し、対象工事を明確化する。

◆近年の取り組み

- 平成25年度から実施しており、令和元年度は26組56件で実施
- 令和元年度は、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し、2組4件で実施
- 令和2年度は、分任官工事28組60件、本官工事2組4件で実施(12月末時点契約済み工事)
- **令和3年度も継続**

発注見通しの公表イメージ【令和2年度から】

[〇〇河川国道事務所]

工事名：令和2年度 〇〇改良工事

1) 工事種別：一般土木工事
(中略)

6) その他：その他適用事項等

- ・ 一括審査方式(道路1)
- ⋮

[〇〇河川国道事務所]

工事名：令和2年度 ●●改良工事

1) 工事種別：一般土木工事
(中略)

6) その他：その他適用事項等

- ・ 一括審査方式(道路1)
- ⋮

一括審査の
グループを明示

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③段階選抜方式【継続】（簡易確認型発注方式の試行）

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。

競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。

令和3年度は、WTO対象の一般土木（トンネル等）で1件実施予定である。

【段階選抜方式とは】

- 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位15位までを絞り込み。
- 2次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（15社程度）により総合評価を実施。

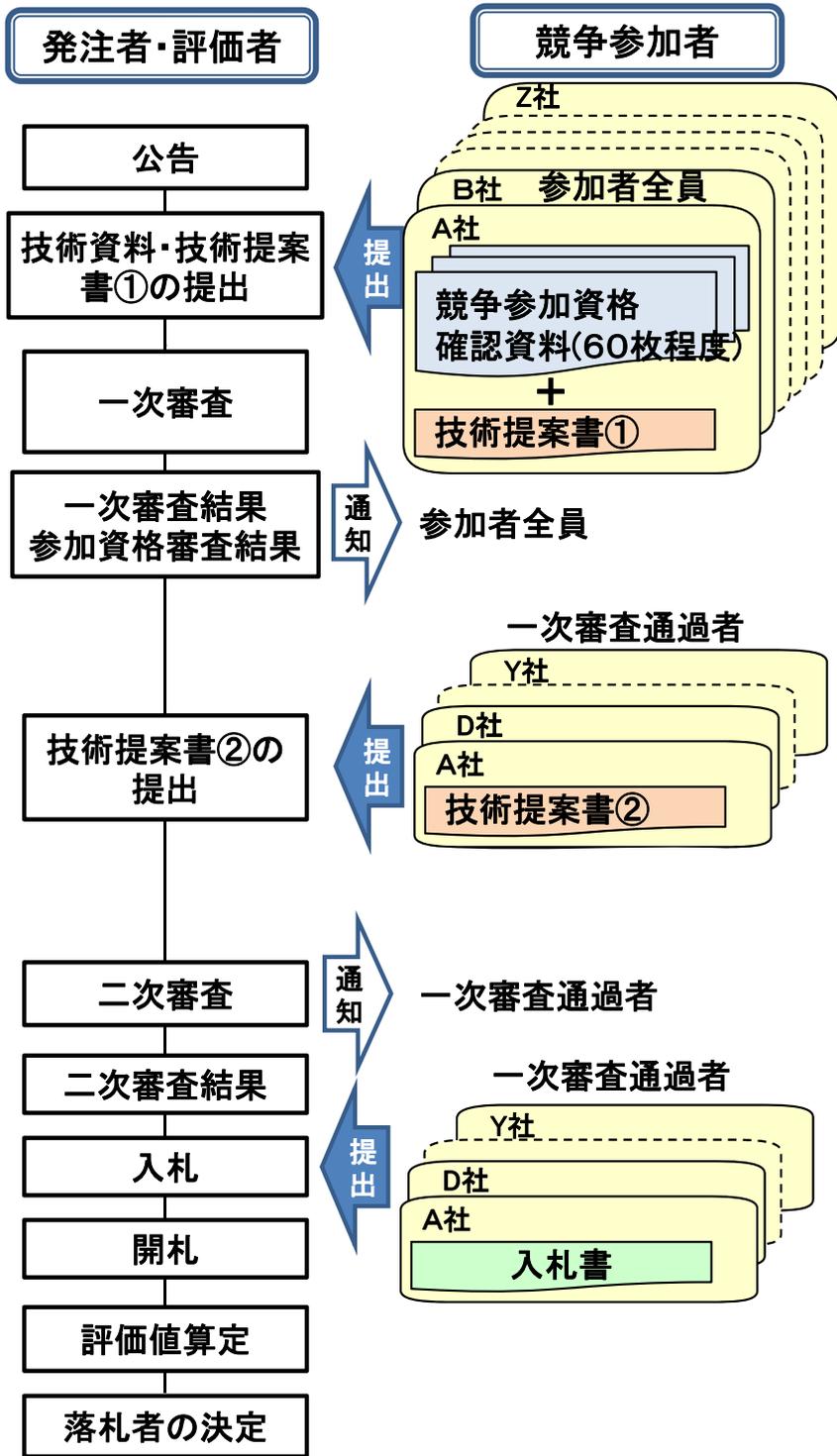
◆近年の取り組み

- 段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和2年度は2件（3工事）実施。
- 令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- 令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。

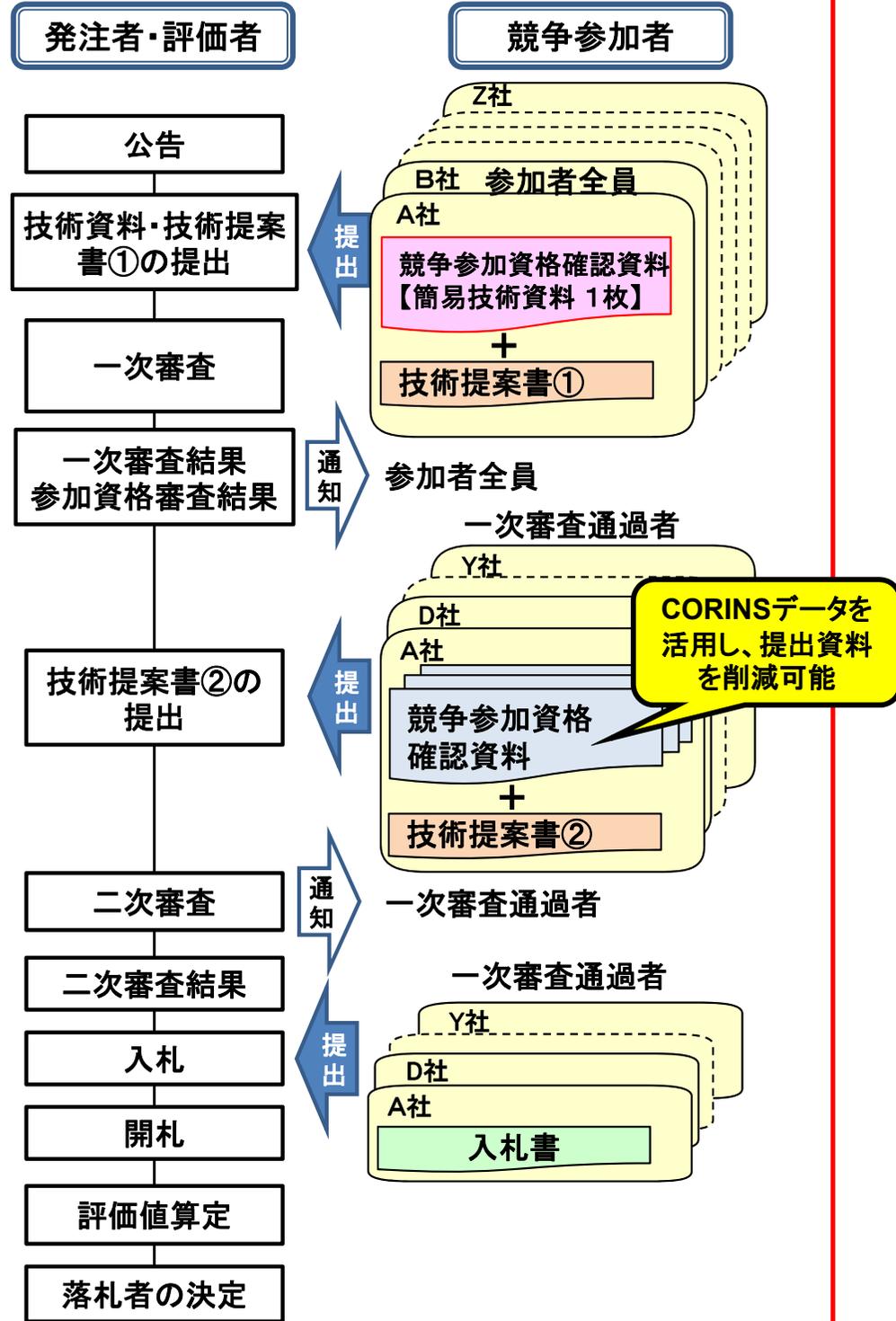
• 令和3年度も継続

- ◆ 試行実績を分析・効果検証（競争参加者、発注者双方の負担軽減となっているか）を行うが、効果がなければ令和4年度の実施方針より本試行を廃止する。

現行方式



簡易確認型



4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

④技術提案・交渉方式【継続】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定され、平成28年度より全国で適用が開始されている。四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事、**令和2年度に砂防堰堤工事に適用**しており、今後も積極的に適用する。

1. 適用工事

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ (ECI※)

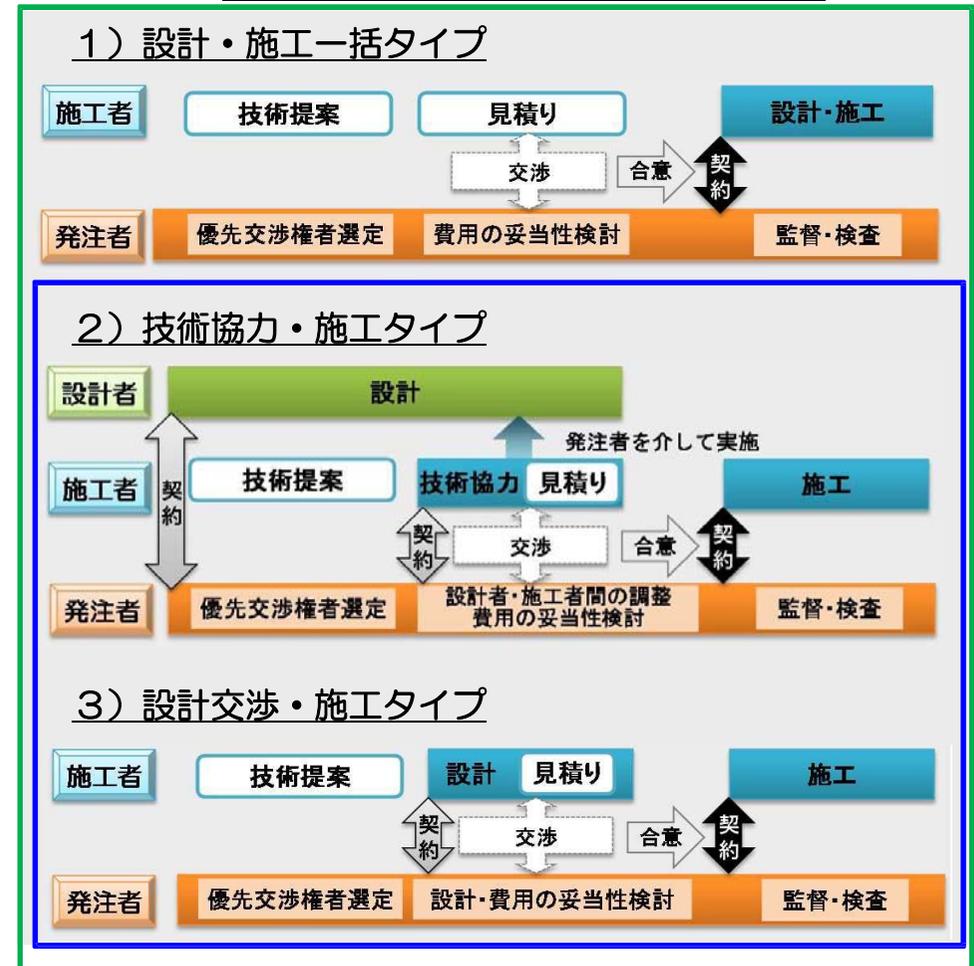
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ (ECI※)

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ



【業務】
令和3年度
総合評価落札方式等実施方針



令和3年度実施方針について

業務成果の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式やプロポーザル方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

◆受注状況

○受注業務が一社に集中する状況にはないが、土木関係建設コンサルタント業務においては入札参加業者数が減少傾向にある。

◆品質の確保

○発注方式別、工種別の業務成績は上昇傾向となっており、技術力の評価が品質確保において有効に機能している。

◆担い手の確保

○年齢別役職における業務成績平均点では、年齢・役職における業務成績の差異は見られず、若手・ベテラン問わず、品質が確保されている事が確認された。

◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど業務成績も高い傾向があることが確認できた。これら評価点の設定が品質に有効に機能している。

○各評価項目及び配点は、落札者の優位性が担保される評価内容となっている。

【令和3年度実施方針】

- ◆引き続き、「担い手の確保による働き方改革の推進」、「生産性向上への取り組み」、「持続性のある地域企業の育成」、「仕事の効率化による働き方改革の推進」の各種取り組みを実施する。

(1) 令和3年度 入札契約方式の取り組みについて

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

- ① 出産・育児等による休業期間の評価（技術者評価対象期間に当該休業期間を加算）
- ② 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用（国土交通省登録技術者資格（民間資格）を加点評価）
- ③-1 管理（主任）補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】
（45歳以下の管理（主任）技術者について管理（主任）補助技術者を配置可能とし、管理（主任）補助技術者を評価）
- ③-2 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢による加点）【若手支援タイプⅡ】
（管理（主任）管理技術者の年齢及び女性技術者の配置により加点評価）
- ③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢制限）【若手支援タイプⅢ】
（管理（主任）技術者の参加要件を45歳以下に設定）
- ④-1 建設シニアからの技術継承を促す試行（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）
- ④-2 建設シニアの活用を促す試行（照査技術者の配置要件の見直し）
- ⑤ 事業促進PPP、PM、CM業務実績の加点評価（過去10年間の管理（主任）技術者、担当技術者実績を加点評価）
- ⑥ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式
- ⑦ 手持ち業務量の緩和（業務価格の変化、新たな業種の発生による手持ち業務量の緩和）

2. 生産性向上への取り組み

- ① 大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用（3次元データの活用により生産性向上を図る）

(2) 令和3年度 入札契約方式の取り組みについて

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規

3. 持続性のある地域企業の育成

- ① 自治体(県)実績評価型の試行(四国4県の業務成績を評価)
- ② 地域企業の活用促進(チャレンジ型) (企業・技術者の成績・表彰を評価しない)
- ③ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行
(簡易公募総合評価落札方式(簡易型)の業務成績評価を四国地整の実績で評価)
- ④ 四国実績を重視した業務(プロポーザル方式)の試行 (企業・技術者評価において四国地整の実績で評価)
- ⑤ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価
- ⑥ 学会表彰の活用 (四国に支部のある学会表彰を加点評価)
- ⑦ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を局長表彰と同等評価

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

- ① 特定(評価)テーマの評価項目の明確化
- ② 一括審査方式の試行(発注見通し公表でのグループ明示)
- ③ 簡易な実施方針の評価基準の見直し
- ④ 業務成績評価の対象期間の見直し

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 出産・育児等による休業期間の評価 【継続】 【対象：全ての発注方式】

○配置予定技術者の評価(業務実績・成績・表彰・CPD)対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。
ただし、休業期間が確認できる資料の写し(取得証明書等)の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【改定前】

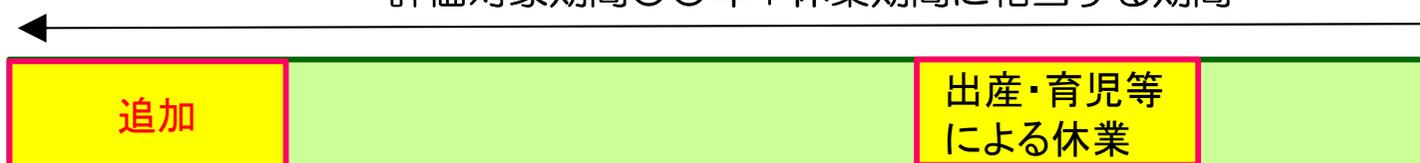
評価対象期間〇〇年



改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。

■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度より全ての業務に適用
- ・令和3年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【継続】 【対象:全ての発注方式】

- 一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を導入し、評価基準（技術者資格）において加点評価する。（平成27年1月より活用）
- 登録規程に位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

登録規程に位置付けがない場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
- ②民間資格
 - ・RCCM
 - ・地質調査技士（地質調査分野に適用）
 - ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】
（土木関係分野に適用）
 - ・コンクリート診断士
（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）
 - ・土木鋼構造診断士
（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

あり
登録規程に位置づけ

登録規程に位置付けがある場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
 - ②国土交通省登録技術者資格
 - ③上記以外の民間資格
 - ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等
- ※評価方法
- ＜管理技術者、照査技術者＞
 - ①→②→③の順位で評価
 - ＜担当技術者＞
 - ①、②は、同等、③は次位で評価

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【継続】

◆近年の取り組み

- H28.2に民間資格111資格を追加 (維持管理分野:49資格 計画・調査・設計分野:62資格)
- H29.2に民間資格50資格を追加 (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:13資格)
- H30.2に民間資格40資格を追加 (維持管理分野:36資格 計画・調査・設計分野:4資格)
- H31.1に民間資格37資格を追加 (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:なし)
- R2.2に民間資格32資格を追加 (維持管理分野:30資格 計画・調査・設計分野:2資格)
- R3.2に民間資格8資格を追加 (維持管理分野: 6資格 計画・調査・設計分野:2資格)

◆維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数							計
	H27.1 R2.2 更新	H28.2 R3.2 更新	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	0	2
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	0	4
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	12	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8	0	16
舗装	—	—	—	9	1	4	0	14
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	0	9
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1
計	50	49	37	36	37	30	6	245

◆計画・調査・設計分野

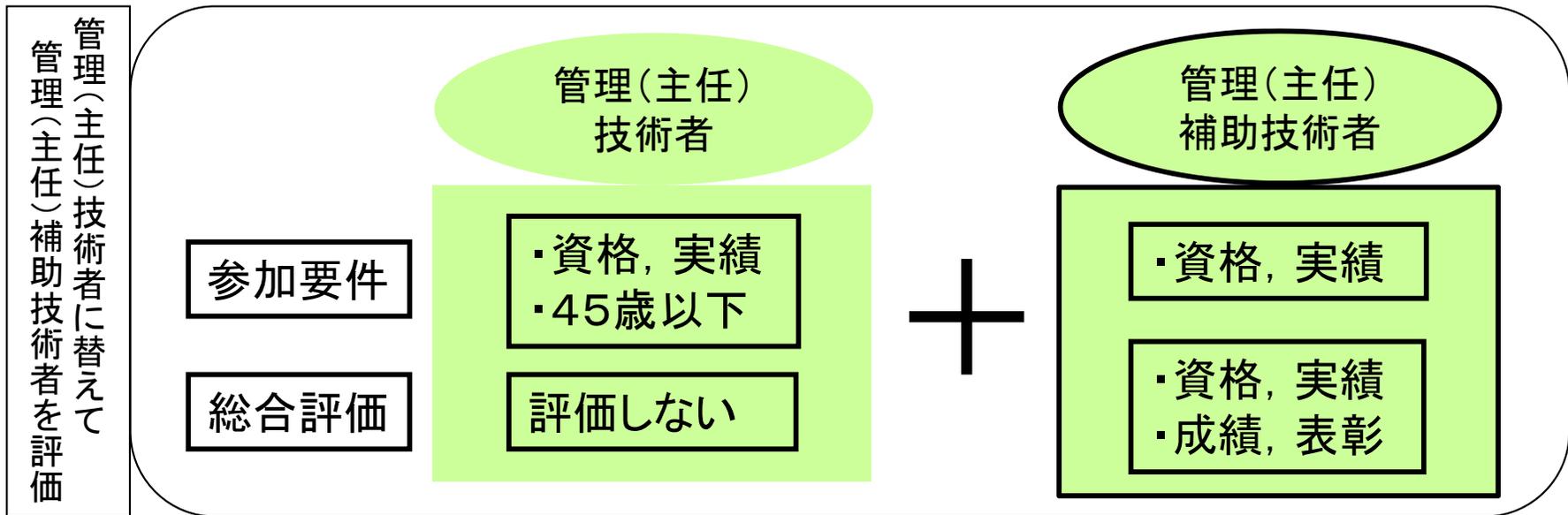
施設等名	登録資格数							計
	H28.2 R3.2 更新	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2		
地質・土質	9	3	1	0	0	0	13	
宅地防災	—	—	1	0	0	0	1	
建設環境	2	0	2	0	1	0	5	
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	1	
建設機械	1	0	0	0	0	0	1	
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	1	
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	2	
都市公園等	2	0	0	0	0	0	2	
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	3	
下水道	1	0	0	0	0	0	1	
砂防	2	0	0	0	0	0	2	
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	2	
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	3	
海岸	12	4	0	0	0	0	16	
道路	3	3	0	0	0	0	6	
橋梁	3	1	0	0	0	0	4	
トンネル	2	1	0	0	0	0	3	
港湾	14	0	0	0	1	1	16	
空港	1	0	0	0	0	0	1	
計	62	13	4	0	2	2	83	

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-1 管理(主任)補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として、参加表明書提出期限日時点で45歳以下の者を「管理(主任)技術者」として配置する際は、「管理(主任)補助技術者」1名を追加配置可能とする。 ※「管理(主任)補助技術者」は担当技術者として配置
- 配置予定技術者の評価は、「管理(主任)技術者」に替えて「管理(主任)補助技術者」の評価値を採用する。
ただし、「管理(主任)技術者」が参加表明書提出期限日時点で46歳以上の場合、または「管理(主任)補助技術者」の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、「管理(主任)技術者」の評価値を採用する。
- 「管理(主任)補助技術者」の資格要件, 実績要件, 手持ち業務量制限は、「管理(主任)技術者」と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、「管理(主任)補助技術者」による説明・回答の補助を認める。



◆近年の取り組み

• 平成29年度 (試行開始) 総合評価落札方式の全ての業務に適用

• 平成30年度	実施件数190業務 (全参加者830者 活用法 94者 うち受注者23者)
• 令和元年度	実施件数247業務 (全参加者956者 活用法 106者 うち受注者38者)
• 令和2年度 (12月末時点契約済み業務)	実施件数229業務 (全参加者880者 活用法 87者 うち受注者34者)
• 令和3年度も継続	実施件数274業務 (全参加者1001者 活用法 83者 うち受注者35者)

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【拡充】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、「働き続けられるための環境整備」を中心とした「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(R2.1.16策定)」の一環として、技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え**女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価**を実施。
- 次式により加点評価を行う。 加点 = 6点 - (年齢 - 37) × 0.5点
 ※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。
 ※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例: 44歳の場合 加点2.5点 → 3点
 ※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

●参加表明時点

評価項目	評価着目点		総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
	参加表明者の 経験及び能力 【企業】	資格・実績等	登録部門	5
同種・類似 実績			10	10
成績・表彰		成績	30	30
		表彰	5	5
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者 資格	10	10
		同種・類似 実績	5	5
		若手・女性	—	6
	成績・表彰	成績	30	30
		表彰	5	5
計			100	106

●技術提案時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
	配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
同種・類似 実績			5	5
CPD			2	2
成績・表彰		成績	28	28
		若手・女性	—	6
実施方針	成績・表彰	表彰	5	5
		業務理解度	20	20
		実施手順	20	20
		その他	10	10
計			100	106

◆近年の取り組み

- ・平成30年度(試行開始)
- ・令和元年度
- ・令和2年度(12月末時点契約済み業務)
- ・令和3年度は各事務所2件程度の試行実施

実施件数15業務(全参加者45者 活用人35者 うち受注者13者)
 実施件数27業務(全参加者90者 活用人60者 うち受注者20者)
 実施件数15業務(全参加者43者 活用人26者 うち受注者12者)

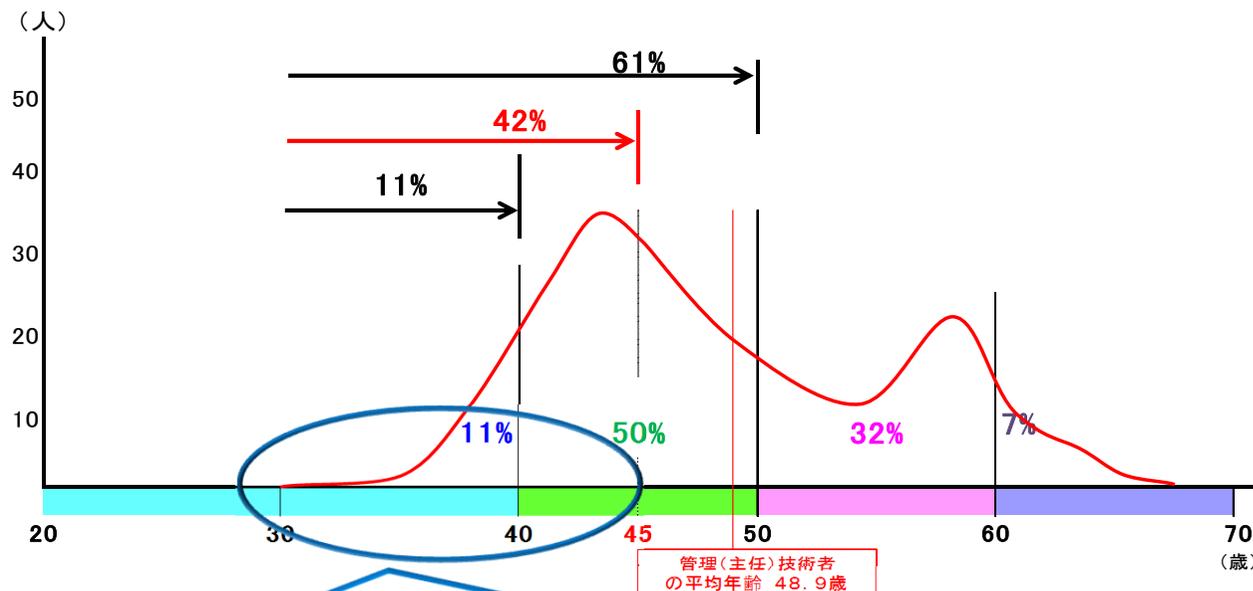
1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【若手支援タイプⅢ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 配置予定管理技術者の年齢に制限を設け、若手技術者の活躍の場を拡大する。
- 参加表明書提出期限日時点で45歳以下の配置予定管理(主任)技術者のみ参加可能とする。

■H27~29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



管理(主任)技術者の平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには若手技術者(45歳以下:42%)の確保・育成が急務。

管理(主任)
技術者

参加要件

- ・資格, 実績
- ・45歳以下

総合評価

- ・資格、実績
- ・成績、表彰

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始)
実施件数6業務(全参加者17者)
- ・令和2年度
(12月末時点契約済み業務)
実施件数2業務(全参加者4者)
- ・令和3年度は各事務所1件程度の試行実施

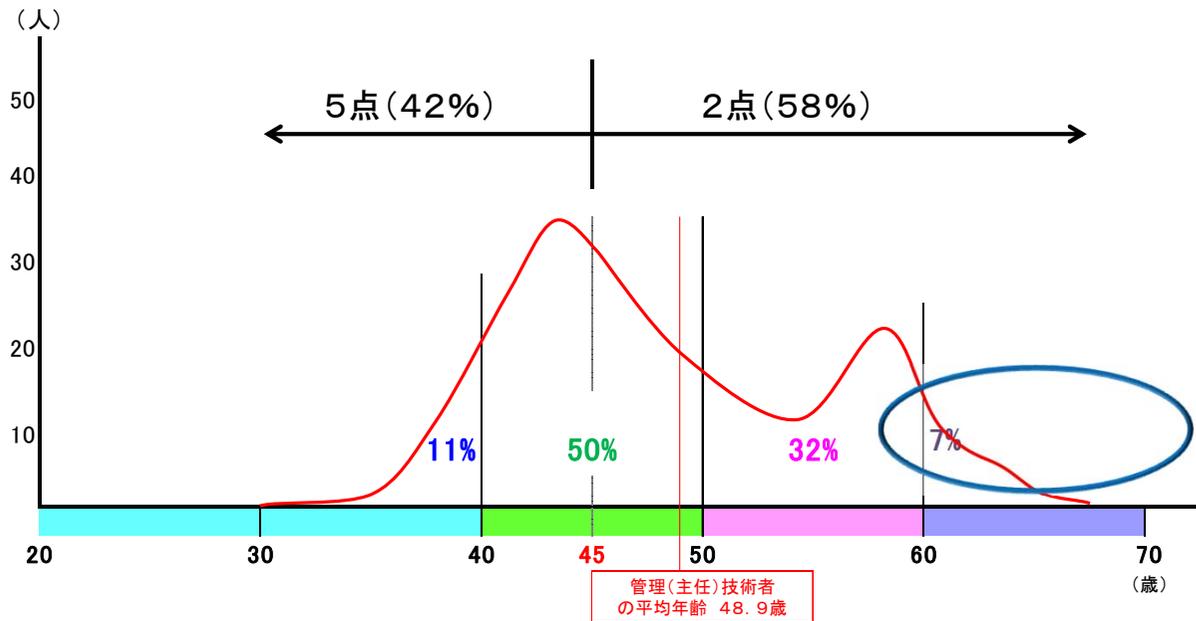
1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④-1 建設シニアからの技術継承を促す試行 【継続】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 建設シニアの豊富な知識・経験を若手技術者が継承することで、継続的な技術力維持を目的とする。
- 60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。

■H27～29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



◆加点条件

- ・60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。
- ・担当技術者は過去10年以内に管理(主任)技術者として、同種または類似の実績を有する者であること。
- ・配置予定管理技術者の年齢が45歳以下の場合は5点、45歳を超える場合は2点を加点する。

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）
- ・令和2年度（12月末時点契約済み業務）
- ・令和3年度は各事務所1件程度の試行実施

実施件数 10業務（全参加者30者 活用人20者 うち受注者6者）
実施件数 6業務（全参加者15者 活用人10者 うち受注者4者）

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④-2 建設シニアの活用を促す試行(照査技術者の配置要件の見直し)

【新規】

【対象:総合評価落札方式・プロポーザル方式 (詳細設計等の照査技術者を配置する業務)】

- 適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、長年、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる可能性がある。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。

◆照査技術者の配置要件

〔令和2年度まで〕

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)



〔令和3年度より試行〕

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)

もしくは

過去5年以内の同種、類似業務の照査技術者としての実務経験

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑤事業促進PPP等の実績評価の試行【継続】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を活用することを目的とする。
- 事業促進PPP、PM、CM業務の過去10年度の管理(主任)技術者、担当技術者実績を加点評価する。

●技術提案時点

評価項目	評価着目点	プロポーザル方式 (従来)	PPP等実績評価 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格等	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
		PPP等実績	—
	成績・表彰	成績実績	28
		表彰実績	5
実施方針	業務理解度	10	
	実施手順	15	
	その他	5	
特定テーマに対する技術提案	的確性	60	
	実現性	60	
計		200	

◆近年の取り組み

- ・令和2年度（試行開始）（12月末時点契約済み業務） 実施件数1業務（全参加者5者 活ユーザー0者 うち受注者0者）
- ・令和3年度は各事務所1件程度の試行実施

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑥海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式 【新規】

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設（「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」）するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

■評価方法

評価項目			海外技術者
技術者評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を 国内実績と同様 に評価
	成績・表彰	業務成績	【国内実績がある場合】 テクリス評価点において評価 【国内実績がない場合】 認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない
		技術者表彰	表彰された海外実績を 国内実績と同様 に評価 ○「国土交通大臣賞」を四国地方整備局長表彰相当とする ○「国土交通大臣奨励賞」を四国地方整備局の部長等・事務所長表彰相当とする
企業評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を 国内実績と同様 に評価

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑦ 手持ち業務量の緩和(業務価格の変化、新たな業種の発生による手持ち業務量の緩和)【見直し】

- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常であり、業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量(契約金額4億円かつ件数10件未満)を設定している。
- 今回、新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮し、令和3年度から「**契約金額5億円未満かつ件数10件未満**」に緩和する(調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合は「**契約金額2.5億円未満かつ件数5件未満**」)。

〔令和2年度まで〕

【記載例】配置予定管理(主任)技術者に対する要件
手持ち業務量(プロポーザル方式)の場合

配置予定管理(主任)技術者は、令和〇〇年〇月〇〇日現在【**公示日**】の手持ち業務量が、**契約金額4億円未満かつ件数10件未満**であること。ただし、手持ち業務の中に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、調査基準価格(予決令第85条の基準に基づく価格をいう。以下同じ。)を下回る金額で落札した業務がある場合には、前記手持ち業務量の要件としている「**契約金額4億円未満かつ件数10件未満**」を「**契約金額2億円未満かつ件数5件未満**」に読み替えるものとする。

なお、手持ち業務とは、管理(主任)技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務(特定後未契約のもの及び落札決定後未契約のものを含む。)をいうが、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、金額に関わらず手持ち業務とする。

〔令和3年度から見直し〕

【記載例】配置予定管理(主任)技術者に対する要件
手持ち業務量(プロポーザル方式)の場合

配置予定管理(主任)技術者は、公示日の手持ち業務量が、**契約金額5億円未満かつ件数10件未満**であること。ただし、手持ち業務の中に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、調査基準価格(予決令第85条の基準に基づく価格をいう。以下同じ。)を下回る金額で落札した業務がある場合には、前記手持ち業務量の要件としている「**契約金額5億円未満かつ件数10件未満**」を「**契約金額2.5億円未満かつ件数5件未満**」に読み替えるものとする。

なお、手持ち業務とは、管理(主任)技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務(特定後未契約のもの及び落札決定後未契約のものを含む。)をいうが、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、金額に関わらず手持ち業務とする。

2. 生産性向上への取り組み

①大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用 (3次元データの活用により生産性向上を図る) 【継続】

■松山河川国道事務所のBIM/CIM推進状況 (3次元地形測量を基に予備設計実施)

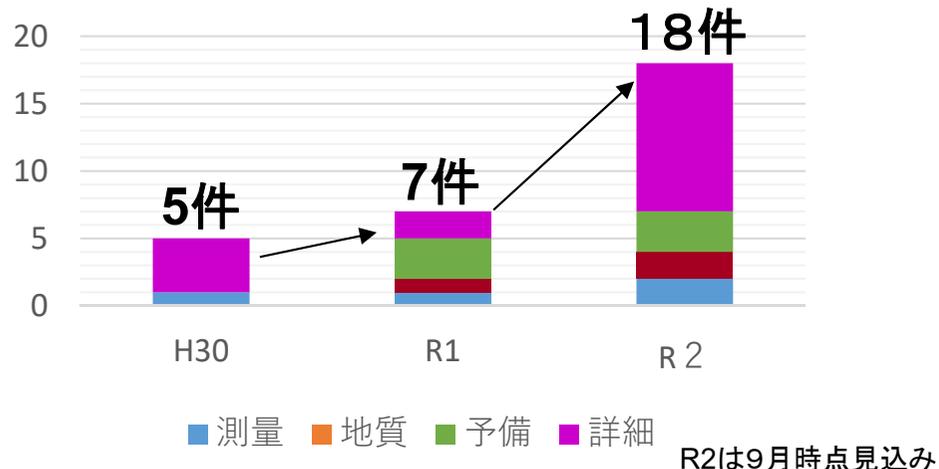
BIM/CIM走行シミュレーションによる地元説明



松山河川国道事務所はi-Constructionをより一層推進し、生産性革命『貫徹』に向けて、3次元データ等の活用をリードするi-Constructionモデル事務所としてR2.3.12に決定。

◆大規模構造物等のBIM/CIM実施状況

詳細設計の他、地質調査、予備設計でBIM/CIM実施



BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management)



2. 生産性向上への取り組み

①大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用 (3次元データの活用により生産性向上を図る) 【継続】

○BIM/CIM原則化(全国)

令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用拡大。
従前から検討してきた「一般土木」「鋼橋上部」の進め方については、下表を予定。
今後、どの段階からどのように3次元モデルを活用していくかについて、業界団体等とも協議の上、工種別に整理。

原則適用拡大の進め方(案)(一般土木、鋼橋上部)

	R2	R3	R4	R5
大規模構造物	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用(※) (R2「全ての詳細設計」に係る工事で活用)	全ての詳細設計・工事で原則適用	全ての詳細設計・工事で原則適用
上記以外 (小規模を除く)	—	一部の詳細設計で適用(※) —	全ての詳細設計で原則適用(※) R3「一部の詳細設計」に係る工事で適用	全ての詳細設計・工事で原則適用

2. 生産性向上への取り組み

①大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用 (3次元データの活用により生産性向上を図る) 【継続】

○モデル事務所、サポート事務所について(R2.4.1時点)

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

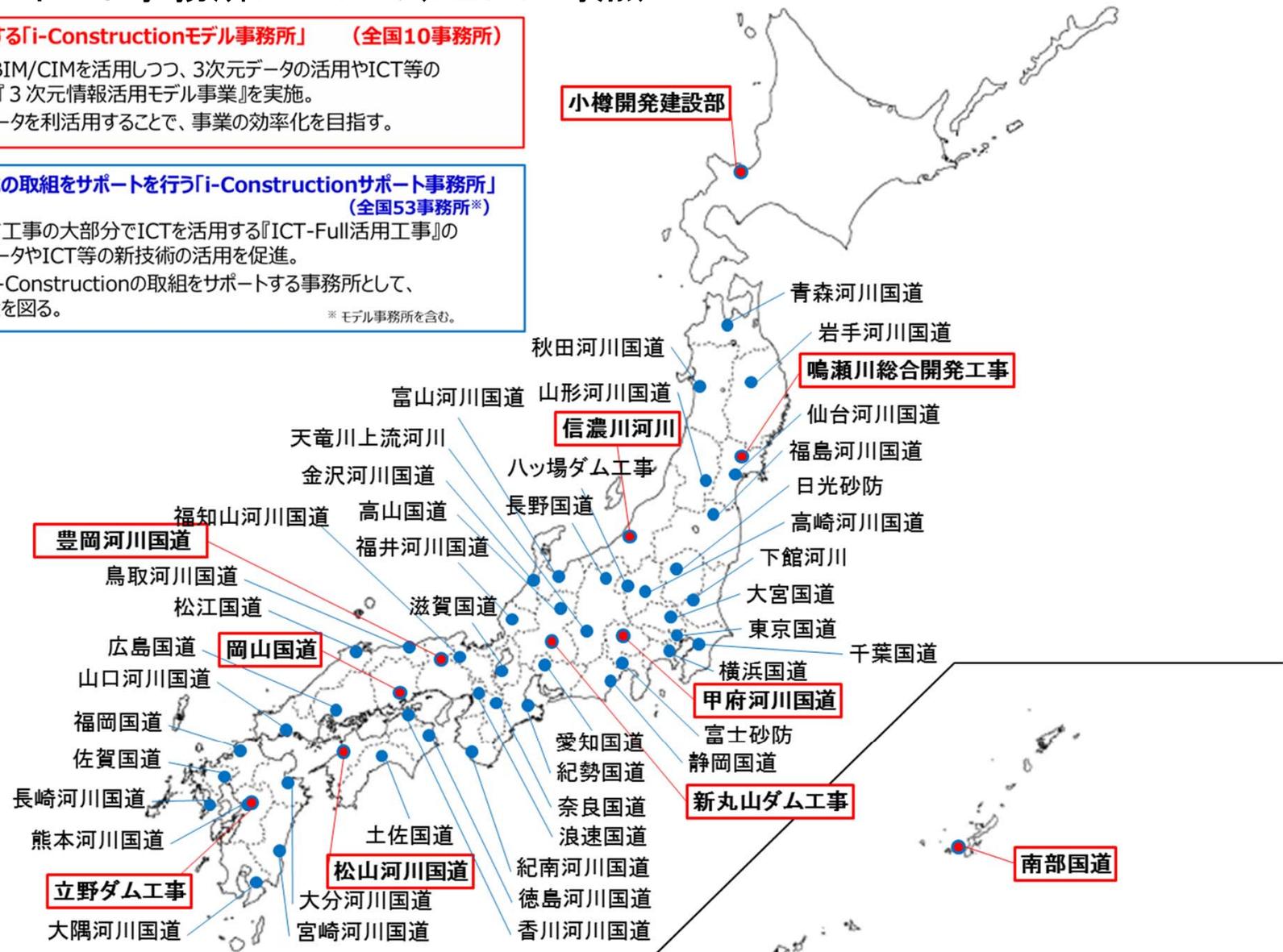
- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

- モデル事務所
- サポート事務所 (モデル事務所を含む)



3. 持続性のある地域企業の育成

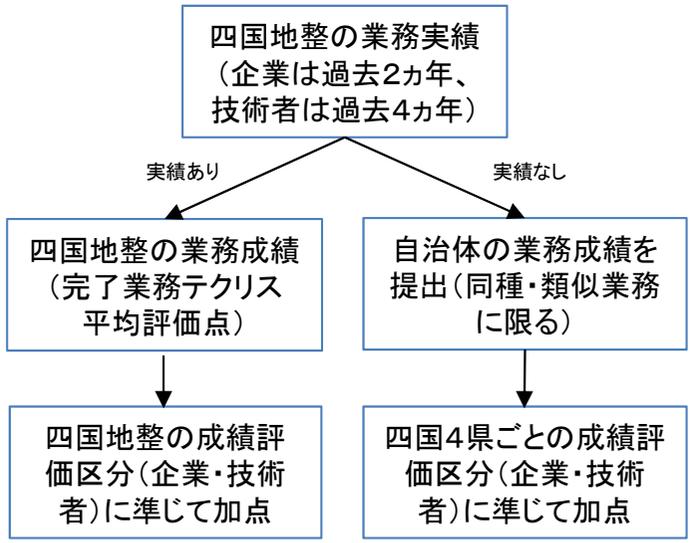
①自治体(県)の受注実績評価の試行 【新規】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)】

○地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。
 ○現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。
 ○このため、自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の業務成績を評価する試行を導入し、四国地方整備局発注業務の実績を有しない地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図る。

◆自治体(県)の業務成績評価

- ・自治体の業務成績評価は、四国地整の業務実績がない企業を対象に、入札参加者から提出される自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の同種・類似業務の業務成績を四国4県ごとの配点区分にて評価する。
- ・四国地整の業務実績がある企業は、完了業務テクリス平均評価点により評価する。
- ・業務成績評価の対象業務は、企業評価が過去2カ年、技術者評価が過去4カ年の実績を対象とする。



【(例)四国地整発注業務の業務成績評価(土木コン)】

四国地整評価点	配点ウエイト
80点以上	100%
79点以上 ~ 80点未満	90%
78点以上 ~ 79点未満	80%
77点以上 ~ 78点未満	70%
76点以上 ~ 77点未満	60%
75点以上 ~ 76点未満	50%
72点以上 ~ 75点未満	30%
70点以上 ~ 72点未満	10%
70点未満 ~	0%

【(例)徳島県発注業務の業務成績評価(土木コン)】

徳島県評価点	配点ウエイト
77点以上	100%
76点以上 ~ 77点未満	90%
75点以上 ~ 76点未満	80%
74点以上 ~ 75点未満	70%
73点以上 ~ 74点未満	60%
72点以上 ~ 73点未満	50%
69点以上 ~ 72点未満	30%
67点以上 ~ 69点未満	10%
67点未満 ~	0%

↔
四国地整と各県
の評価点をそれ
ぞれの配点区分
にて評価

◆近年の取り組み

- ・令和3年度は各事務所1件程度の試行実施

3. 持続性のある地域企業の育成

②地域企業の活用促進(チャレンジ型) 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)】

○地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。

○企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)

●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)
参加表明者の経験及び能力【企業】	資格・実績等	登録部門	5
		同種・類似実績	10
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似実績	5
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
計		100	30

●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
	成績・表彰	成績	28
		表彰	5
		業務理解度	20
実施方針	実施手順	20	
	その他	10	
	計	100	67

簡易な実施方針の採用

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始) 実施件数5業務(四国内本店企業活用人10者(全21者) 四国内本店企業落札者4者(全5者))
- ・令和2年度(12月末時点契約済み業務) 実施件数3業務(四国内本店企業活用人9者(全15者) 四国内本店企業落札者1者(全3者))
- ・令和3年度は5件程度の試行実施 ※活用人・落札者に、四国4県発注業務実績しかない企業はいない

3. 持続性のある地域企業の育成

③四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 【継続】

【対象：総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

〔平成27年度まで〕

企業及び技術者の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局
発注の完了業務の平均点で評価



〔平成28年度より試行〕

企業及び技術者の業務成績

四国地方整備局発注の
完了業務の平均点で評価

◆近年の取り組み

- 平成28年度（試行開始） 総合評価落札方式（簡易型）の全ての業務に適用
- 令和3年度も継続

3. 持続性のある地域企業の育成

④ 四国実績を重視した業務(プロポーザル)の試行 【継続】

○プロポーザル方式による設計業務を対象に、企業及び技術者評価について、四国地方整備局での実績を優位に評価する。

- ・ 同種・類似業務実績 : 四国地方整備局の同種業務実績を加え優位に評価
- ・ 業務成績、表彰実績 : 四国地方整備局の発注業務、表彰実績のみを評価

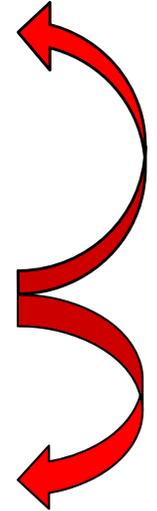
〔標準〕

同種・類似	①	同種	5
	②	類似	3
成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価		
		平均評価点	配点
	①	80.0 点以上	30
	②	79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	27
		以下略	
表彰		評価項目	配点
	①	四国地整局長	5
	②	四国地整事務所長	3
	③	四国地整外局長&事務所長	2
	④	土木学会四国支部	2

〔平成27年度より試行〕

同種・類似	①	四国内同種	7
	②	四国外同種	5
	③	類似	3
成績	・四国地整完了業務の平均点で評価 ・満点を「25」に変更		
		平均評価点	配点
	①	80.0 点以上	25
	②	79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	23
		以下略	
表彰		評価項目	配点
	①	四国地整局長	8
	②	四国地整事務所長	4
	③	土木学会四国支部	2

2点移動し四国地整同種業務を優位に評価



3点移動し、四国地整表彰を優位に評価

◆近年の取り組み

・平成27年度 (試行開始)	実施件数 1 業務 (全参加者 10 者)	四国内本店企業活用者 1 者	うち指名 1 者	うち受注者 0 者)
・平成28年度	実施件数 8 業務 (全参加者 70 者)	四国内本店企業活用者 11 者	うち指名 7 者	うち受注者 3 者)
・平成29年度	実施件数 3 業務 (全参加者 20 者)	四国内本店企業活用者 4 者	うち指名 3 者	うち受注者 0 者)
・平成30年度	実施件数 3 業務 (全参加者 15 者)	四国内本店企業活用者 4 者	うち指名 4 者	うち受注者 0 者)
・令和元年度	実施件数 5 業務 (全参加者 22 者)	四国内本店企業活用者 5 者(全 21 者)	うち指名 5 者(全 21 者)	うち受注者 1 者(全 5 者)
・令和2年度 (12月末時点契約済み業務)	実施件数 4 業務 (全参加者 28 者)	四国内本店企業活用者 4 者(全 20 者)	うち指名 1 者(全 16 者)	うち受注者 1 者(全 4 者)

・令和3年度は5件程度の試行実施

3. 持続性のある地域企業の育成

⑤災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価 【継続】

【対象：全ての発注方式】

○災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価する。

(参考)平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状【業務関係13者】

〔令和元年度まで〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	① 5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	② 3
③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	③ 2
④土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	④ 2
⑤上記に該当しない場合は加点しない。	⑤ 0



〔令和2年度～〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰、 四国地方整備局管内事務所長から感謝状又は、土木学会四国支部における企業表彰について、 下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	① 5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	② 3
③ 四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	③ 2
④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	④ 2
⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	⑤ 2
⑥上記に該当しない場合は加点しない。	⑥ 0

◆取り組み予定

- ・令和2年度から全ての業務で試行実施

3. 持続性のある地域企業の育成

⑥学会表彰の活用 【継続】 【対象:全ての発注方式】

○地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰を活用する。

〔平成30年度まで〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり



〔令和元年度より試行〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部及び土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、日本応用地質学会中国四国支部(優秀発表賞、優秀ポスター賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり

◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加
- ・令和3年度も継続

3. 持続性のある地域企業の育成

⑦ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を局長表彰と同等評価 【拡充】

○建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。

○令和3年度の業務から「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」受賞実績を、四国地方整備局長表彰と同等の評価とする。

【実施内容】

対象工事 : 全ての発注方式
 評価する実績 令和元年度(平成31年度)以降の表彰実績
※ただし、「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」は平成29年度以降の表彰実績とする。
 評価方法 : 「企業表彰」で局長表彰と同等の評価(5点)

■評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の例

評価項目	判断基準	配点	評価点
参加表明者の経験及び能力 <small>(i-Construction大賞は平成29年度以降の企業表彰とする) 令和元年度(平成31年度)以降の企業表彰</small>	①四国地方整備局長表彰又はi-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の実績あり	5	/5
	②四国地方整備局部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む)表彰の実績あり	3	
	③四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	2	
	④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰等の実績あり	2	
	⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	2	
	⑥上記に該当しない場合は加点しない。	0	

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

① 特定(評価)テーマの評価項目の明確化 【継続】

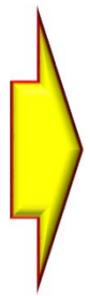
【対象: プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

○入札手続きにおける評価の公平性を確保し、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に特定(評価)テーマの評価において記載する着眼点の項目数を限定する。

● 評価基準 【特定(評価)テーマ】的確性

〔令和30年度より試行〕

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。
※着眼点については、2つまでとする。2つを超える記載があった場合は、全ての項目について優位に評価しない。



〔令和3年度より見直し〕

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。
※着眼点については、2つとする。2つを超える記載があった場合は、全ての項目について優位に評価しない。

◆ 近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始) プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型) の全ての業務で実施
- 令和3年度も継続(一部見直し)

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

②一括審査方式の試行 【継続】発注見通し公表でのグループ明示 【対象：総合評価落札方式】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。
- 発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

◆近年の取り組み

- 平成30年度（試行開始） 5組13件で実施
- 令和元年度 11組24件で実施
- 令和2年度（12月末時点契約済み業務） 12組31件で実施
- 令和3年度も継続

〔令和元年度まで〕

発注見通しの公表イメージ

〔継続〕

[〇〇河川国道事務所]

業務名：令和2年度 ○〇地質調査業務

1) 業務区分：地質調査業務
(中略)

5) その他：総合評価落札方式

[〇〇河川国道事務所]

業務名：令和2年度 ●●地質調査業務

1) 業務区分：地質調査業務
(中略)

5) その他：総合評価落札方式



[〇〇河川国道事務所]

業務名：令和2年度 ○〇地質調査業務

1) 業務区分：地質調査業務
(中略)

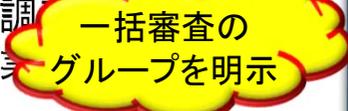
5) その他：総合評価落札方式
一括審査方式(道路1)

[〇〇河川国道事務所]

業務名：令和2年度 ●●地質調査業務

1) 業務区分：地質調査業務
(中略)

5) その他：総合評価落札方式
一括審査方式(道路1)



4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③簡易な実施方針の評価基準の見直し 【見直し】

【対象:プロポーザル方式+総合評価落札方式(標準型は全て、簡易型は一部)】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とし、実施方針を簡易なものとする。
- 文字サイズを10ポイント以上、記載する行数を10行以下とし、更なる簡素化を図る。
- 令和3年度は競争性確保の観点から、**評価基準の見直し**を行う

〔令和2年度まで〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
	評価基準		
簡易な実施方針	業務理解度	業務の目的、業務の実施方針が適切に記載されている場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画が妥当な場合に優位に評価する。	20
計			50

〔令和3年度から見直し〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
	評価基準		
簡易な実施方針	業務理解度	業務の目的、 実施内容の理解度が高い 場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の 妥当性が高い 場合に優位に評価する。	20
計			50



<記載内容>
○簡易な実施方針 ○工程表 計2項目

<記載内容>
○簡易な実施方針 ○工程表 計2項目

◆近年の取り組み

- 令和元年度（総合評価落札方式（簡易型）を対象に試行開始）（12月末時点契約済み業務） 実施件数8業務（活用者22者）
- 令和2年度（総合評価落札方式（簡易型）及び6月1日以降からプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型）を追加（12月末時点契約済み業務） 実施件数29業務（活用者82者）（簡易型のみ）
- 令和3年度も継続
プロポーザル方式・総合評価落札方式（標準型）は全て。総合評価落札方式（簡易型）は各事務所5件程度の試行実施。

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

④業務成績評価の対象期間の見直し 【見直し】

【対象：全ての発注方式】

○業務成績(企業・技術者)の評価対象期間について、平均評定点算出の簡略化を図るため、対象年度を年度区切りに見直す。

■現行(令和3年6月1日以降に公告する場合)

専門技術力(業務成績)《企業》
国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の令和元年度以降の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

専門技術力(業務成績)《技術者》
国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の平成29年度以降の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。



■見直し(令和3年6月1日以降に公告する場合)

専門技術力(業務成績)《企業》
国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去2年間(令和元年度～令和2年度まで)の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

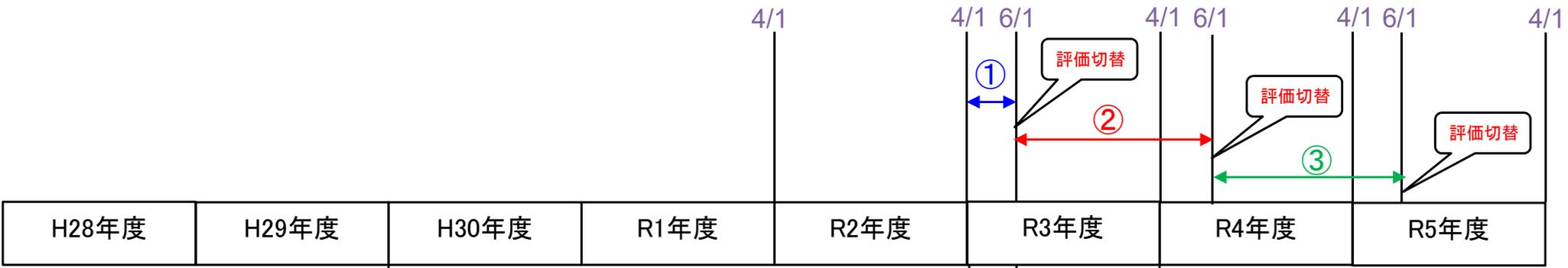
専門技術力(業務成績)《技術者》
国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去4年間(平成29年度～令和2年度まで)の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

○本見直しは周知期間を考慮し、令和3年6月1日以降の発注業務より適用開始とし、次年度以降の業務成績対象期間の切り替え時期も6月とする。

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

切り替え時期と評価期間

《企業の場合》



①「R3. 4～R3. 5」に公告する場合
評価期間: 過去2年間(H30～R1)+当該年度(R2～R3)

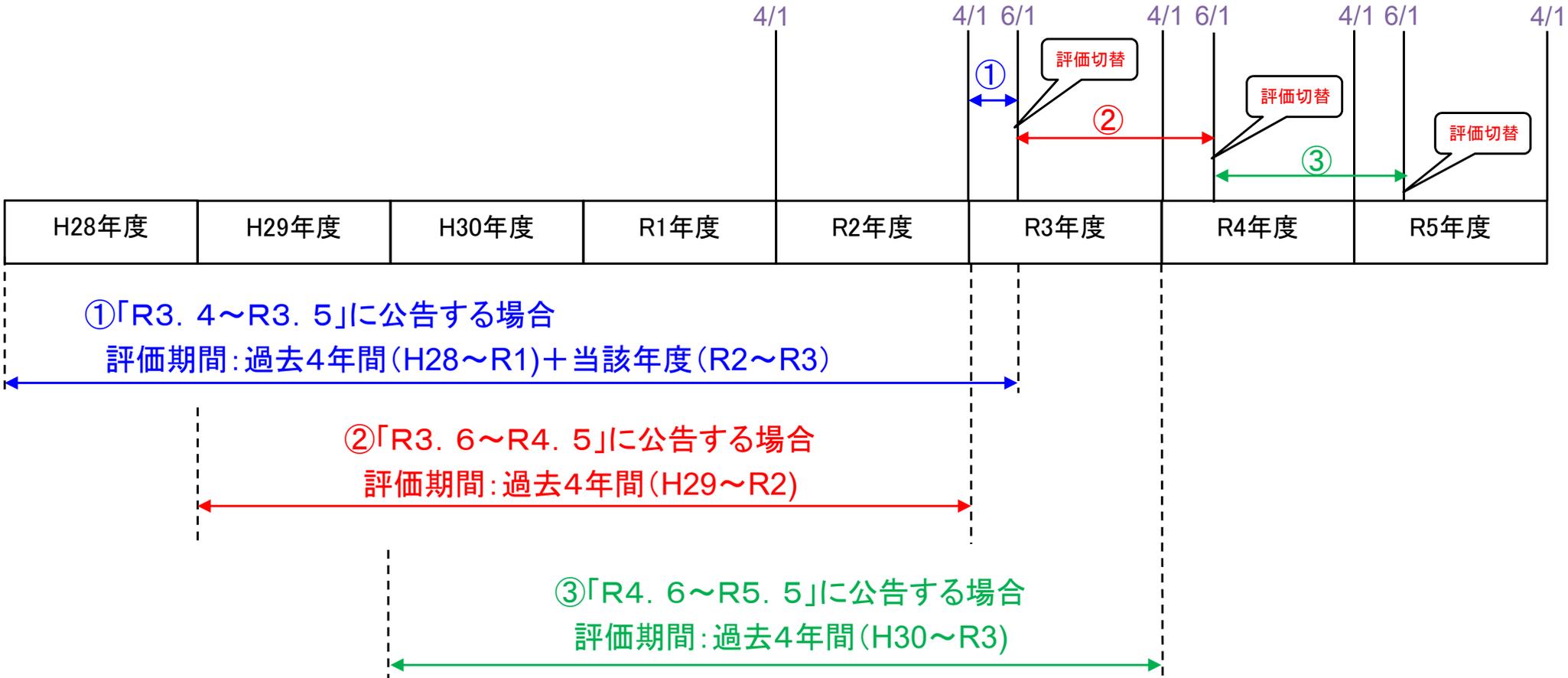
②「R3. 6～R4. 5」に公告する場合
評価期間: 過去2年間(R1～R2)

③「R4. 6～R5. 5」に公告する場合
評価期間: 過去2年間(R2～R3)

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

切り替え時期と評価期間

《技術者の場合》



4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

⑤新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の対応 【継続】

○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出や、政府として最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を求めてきたことなどから、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性もあったため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等による受発注者双方の負担軽減と併せて「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策等を実施。令和3年度についても取組を継続する。

	<p>継続教育(CPD)の評価対象期間の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公示日から過去2年以内または公示日以降に発行されたものを評価 <li style="padding-left: 20px;">※協会がCPD発行が従来通りできない状況を考慮
<入札契約>	<p>参加表明書及び技術提案書の提出期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書提出期限(標準10日 → 15日) ・技術提案書提出期限(標準15日～25日 → 20日～25日)
	<p>評価(特定)テーマ数の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型)の評価(特定)テーマ数は原則1テーマとし、着目点は2つとする。
	<p>ヒアリングの省略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングは原則実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。
<設計積算>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者宿舎における 密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
<施工段階>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話やインターネット等を活用 ・遠隔臨場の積極的活用